

## 7.一般社団法人日本神経病理学会神経病理認定医試験と資格更新に関する細則

### 一般社団法人日本神経病理学会神経病理認定医試験と資格更新に関する細則

#### (目的)

本細則は、日本神経病理学会神経病理認定医制度規程（以下「認定医制度規程」という。）に基づき、神経病理認定医の試験と資格更新に関する事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする。

#### (神経病理認定医試験の受験資格)

本学会が認定する教育施設、准教育施設において神経病理認定医の研修を2年以上うけた者とする。所定の研修を終了し「認定医制度規程」第4条に基づき神経病理認定医研修終了証を受けたものが、認定医試験の受験資格を有する。

#### (神経病理認定医試験)

試験は、筆記試験と標本を用いた実地試験、面接試験とする。認定医制度委員会は、試験委員を選任し、試験問題の作成と試験の実施、評価を委任する。試験結果を認定医制度委員会が審議し、理事会が認定するものとする。認定医には日本神経病理学会神経病理認定医証が発行される。

#### (神経病理認定医試験受験申請手続き)

受験者は次の書類を、公示した受験申請期間内に学会事務局に提出しなければならない。

1. 受験申請書
2. 神経病理認定医研修終了証の写
3. 受験料振込証の写

#### (神経病理認定医の資格更新)

1. 神経病理認定医の更新は、認定後 5 年毎に更新するものとする。認定更新の申請をしなければ、認定更新を受けることはできない。
2. 認定更新は、神経病理認定医制度委員会が申請者の資格審査を行い、その後理事会が認定する。
3. 認定更新手続きは、その年度に更新の審査を受ける該当者に対して、認定更

## 7.一般社団法人日本神経病理学会神経病理認定医試験と資格更新に関する細則

新申請に必要な提出書類、申請期間を記載した文書を郵送にて送付する。

4. 認定更新の単位取得は5年間に50単位、そのうち30単位以上は、本学会学術大会、本学会地方会への参加による取得を必須とする。なお、取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。
  5. 取得単位が規定の単位に満たない場合には、認定更新保留願いを提出することにより、認定更新期限を1年間延長できる。更新手続き保留中の認定医呼称は可能である。保留を願いでなかった場合、または保留期間中に必要基準を満たせない場合は、認定医資格を停止する。停止期間中は認定医を呼称することはできない。停止期間は最長3年とする。保留または停止期間中に規定の単位を取得できた場合は次年度より認定医資格を回復する。停止が3年を越える場合は、認定医資格を喪失する。
  6. 海外留学、病気その他認定医制度委員会が妥当と認める理由があれば、その期間を認定更新に必要な期間から除外することができる。認定更新期間延長願いを予め提出し、同時にその間の年会費を納入すること。
  7. 取得単位の対象となる企画と参加単位は、次により計算する。
    - 1) 学術・教育集会
      - ①本学会学術大会への参加は7単位、筆頭演者は3単位加算する。
      - ②本学会地方会への参加は3単位、筆頭演者は2単位加算する。
      - ③本学会学術大会の神経病理教育コースへの参加は3単位加算する。
      - ④Neuromuscular Conferenceへの参加は3単位加算する。
      - ⑤関連国際学会（\*1）への参加は4単位とする。
- 上記①②③④⑤については、更新の際証拠書類（学会参加証のコピー）が必要。

### 2) 論文掲載（letter to the Editorは含みません）

- ①本学会機関誌「Neuropathology」の掲載論文については、筆頭者は10単位、共著者は2単位とする。
  - ②関連国内学術誌（\*2）への掲載論文については、筆頭者は5単位、共著者は1単位とする。
  - ③関連国際誌への掲載論文については、筆頭者は10単位、共著者は2単位とする。
- 上記①②③については、更新の際証拠書類（別刷、コピー可）が必要。

## 7.一般社団法人日本神経病理学会神経病理認定医試験と資格更新に関する細則

\*1 関連国際学会とは次の通りである。

国際神経病理学会、東アジア神経病理学会、アメリカ神経病理学会、ヨーロッパ神経病理学会

その他これに準ずるもの

\*2 関連国内学術誌とは次の通りである。

臨床神経、日内会誌、日老医会誌、自律神経、脳卒中、リハ医学、神経心理、失語症研、脳と発達、神経眼科、神経内科、内科、医学のあゆみ、CI 研究、神経治療、精神神経誌、Brain and Nerve, Brain Tumor Pathology, Clin Neurosci, Dementia Japan, Intern Med, Psychiatry Clin Neurosci

その他これに準ずるもの

\*3 関連国際学術誌とは次の通りである。

Acta Neuropathol, Acta Neuropathol Commun, Acta Neurol Scand, Ann Neurol, Arch Neurol, Brain, Brain Pathology, Brain Res, Cortex, Clin Neuropathol, Eur Neurol, Headache, J Neuropathol Exp Neurol, JAMA Neurol, J Auton Nerv Syst, J Neurol, J Neurol Neurosurg Psychiatry, J Neurol Sci, Muscle Nerve, Neurology, Neuropathology and Applied Neurobiology, Neuromusc Dis, Neurosci Lett, Prion, Stroke

その他これに準ずるもの

(本細則の改正)

1. 本細則の修正は神経病理認定医制度委員会で審議のうえ、理事会の議決で行うこととする。

附則

- 1 本細則は、2018年10月1日から施行する。